



広労基発 0228 第1号の2  
令和2年2月28日

公益社団法人 広島県労働基準協会長 殿

広島労働局労働基準部長



作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令等の施行等について

日頃から労働衛生行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記については、作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第8号）及び作業環境測定基準等の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第18号）が、令和2年1月27日に公布及び告示されました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対し、改正作業環境測定法施行規則及び告示について、周知いただきますようお願いいたします。

